

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第19号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 契約事務及び支出事務（物品買入・借入）

所管所属：西成区役所

通知日：令和6年7月4日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>契約方法について是正を求めたもの</p> <p>西成区役所は、調達方法や保管場所について見直しが必要であるとの認識が不足していたことにより、令和4年5月から8月にかけての生活保護法施行事務用プリンタートナーの買入契約において、事務室内の保管場所が限られていることを理由に、同一の仕様で、予定価格も区役所で随意契約が可能な上限金額（40万円）よりわずかに少ない39万6,000円で契約の執行伺が決裁されていた。外形的に見て、入札の手続を避けるための意図的な分割発注と捉えられる可能性のある状況であった。</p> <p>【指摘事項】 西成区役所は、契約は一般競争入札によることが原則であることを再認識の上、生活保護法施行事務用プリンタートナーの買入に当たって、意図的な分割発注を疑われることのないよう契約方法を見直されたい。また、同一物品の随意契約（比較見積）が複数ある場合には、年間の契約件数や契約予定総額などについて契約事務審査会による調査の対象とするなど、再発防止のための仕組みを構築し、実施されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法施行事務用プリンタートナーの買入については、発注計画を精査し、令和6年1月から原則一般競争入札（事後審査型制限付）を行っている。</li> <li>・再発防止の仕組みとして、事務用品やプリンタートナー等の年間発注予定を各課で作成することとし、年度当初の契約事務審査会で契約時期や契約方法が適切であるか過年度の実績を踏まえて精査することとし、今年度は5月16日に開催した。</li> </ul>	措置済	令和6年5月16日